

## 論 点 (案)

### I 私のしごと館の政策的意義

- 1 キャリア教育の重要性
- 2 キャリア教育において「私のしごと館」が果たす役割
- 3 「私のしごと館」はその役割を果たしているか

### II 運営形態の在り方

- ・収支についてどう考えるか

### III 包括的民間委託

- 1 目標設定の考え方
  - ・アクションプランに掲げる目標をどうするか
  - ・それ以外に必要な目標は何か
- 2 委託期間の設定
  - ・委託期間をどのように設定すべきか
- 3 民間事業者の裁量の範囲
  - ・サービス内容にどこまで裁量を持たせるか
  - ・料金設定にどこまで裁量を持たせるか

### IV 包括的民間委託結果の外部評価方法

- ・評価指標をどうするか

### V 外部評価結果を踏まえた存廃を含めた在り方の検討 (存廃基準の検討)

- ・外部評価と連動させるのか

## 論点関連資料

- I 私のしごと館の政策的意義
  - 1 キャリア教育の重要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1～6
  - 2 キャリア教育において「私のしごと館」が果たす役割・・・・・・・・ P 7～8
  - 3 「私のしごと館」はその役割を果たしているか・・・・・・・・ P 9～14
  
- II 運営形態の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
  - ・収支についてどう考えるか
  
- III 包括的民間委託
  - 1 目標設定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 16
    - ・アクションプランに掲げる目標をどうするか
    - ・それ以外に必要な目標は何か
  - 2 委託期間の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17～18
    - ・委託期間をどのように設定すべきか
  - 3 民間事業者の裁量の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・ P 19～21
    - ・サービス内容にどこまで裁量を持たせるか
    - ・料金設定にどこまで裁量を持たせるか
  
- IV 包括的民間委託結果の外部評価方法・・・・・・・・・・・・・・・・ P 22～23
  - ・評価指標をどうするか
  
- V 外部評価結果を踏まえた存廃を含めた在り方の検討（存廃基準の検討）
  - ・外部評価と連動させるのか

# I 私のしごと館の政策的意義

## 1 キャリア教育の重要性

### 1-① キャリア教育が求められる背景・意義

(キャリア教育等が求められる背景)

経済構造の変化や雇用形態の多様化等を背景に、非正規雇用の増大等若者の進学・就職をめぐる環境が大きく変化してきている。また、早期離職する若者や進学も就職も決まらないまま卒業する若者の存在が問題となっている。こうした中、青少年が自らの個性や適性を自覚し、主体的に進路を選択し、社会的自立を果たしていく必要性が顕在化している。

このような状況に対応していくためには、**望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てるキャリア教育等の取組が重要である。**

(キャリア教育等の意義)

**キャリア教育等は、その実施を通じて、青少年一人一人の個性・特性を見極め、将来の進路と日々の教育活動の意義とを結び付け、社会的自立に向けた力をはぐくんでいくものである。**

それは学校にとっては、職場体験の実施等を通じ、産業界や地域社会との対話を得る機会の増大につながり、教育課程編成の改善や見直しを促すとともに、産学連携教育の一層の推進に資するものである。

さらに企業等にとっては、職場体験者の受入れ等を通じ、若者の就業に対する理解を促進させ、実践的な能力を備えた人材の育成に寄与するものである。また、地場産業が受入先となることにより、若者の地域に対する愛情をはぐくみ、地場産業や地域工芸等に対する理解促進・継承に資するものである。

そして、我が国全体としては、自立した青少年を世の中に送り出すことにより、少子高齢化による労働力人口の低下を補う労働生産性の向上に寄与し、活力ある経済社会の発展に資するものである。また、結婚には経済的基盤や就業等についての将来の見通し・安定性が大きな影響を与えていることから、キャリア教育等を通じた社会的自立の促進は、少子化対策にも資するものである。

「キャリア教育等推進プランー自分でつかもう自分の人生ー」（平成19年5月29日キャリア教育等推進会議※）（抜粋）

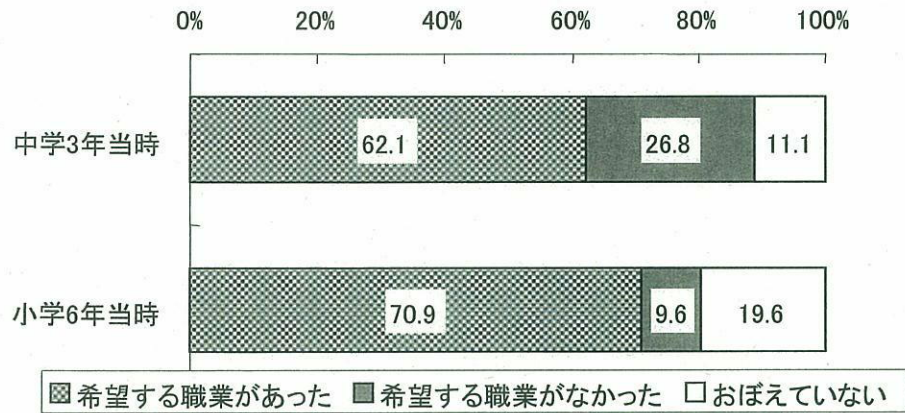
※青少年育成担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣で構成



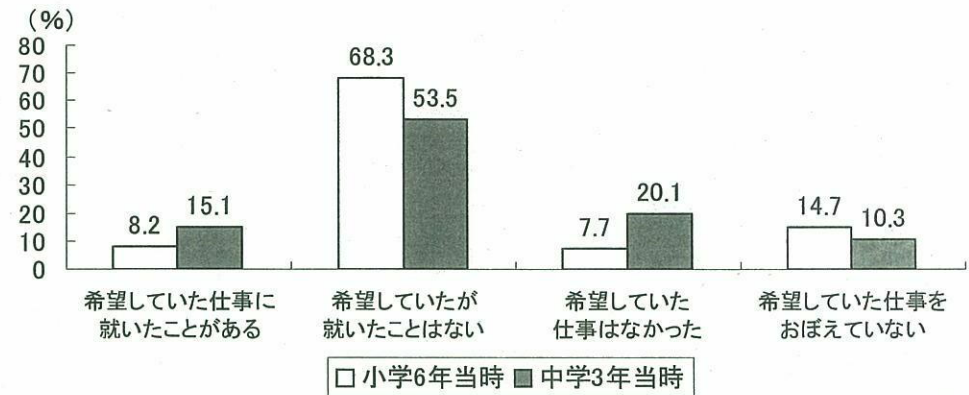
## 1-② 職業についての希望と仕事の満足度

○ 小中学生当時、職業希望有りは、6～7割。希望職業に就いた割合(20～40代)は、1割前後。

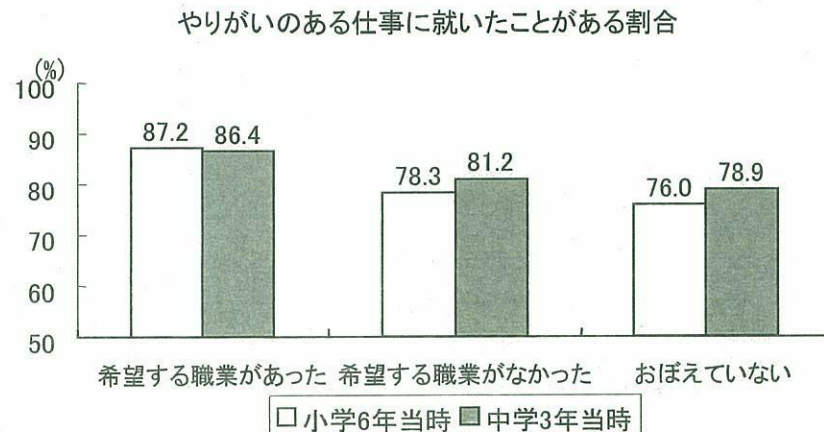
小中学生当時の職業希望の有無(現在就業中20～40代)



小中学生時代の職業希望とその実現状況(現在就業中の20～40代)



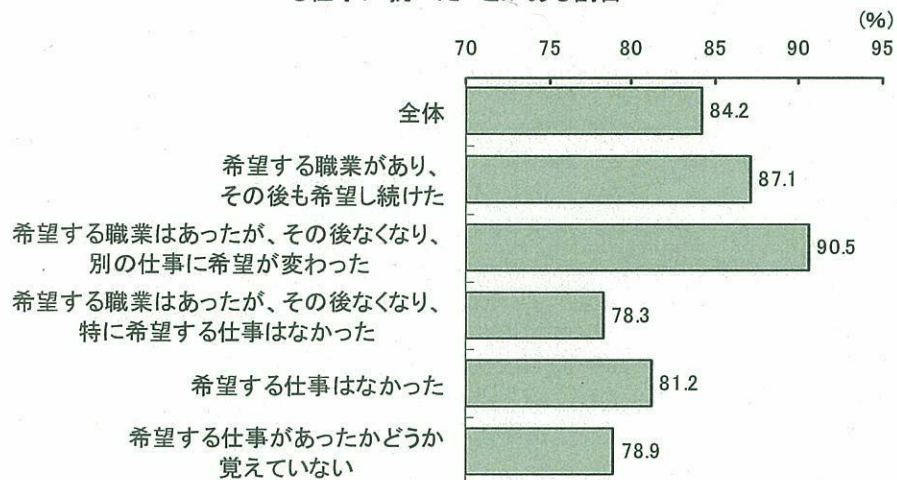
○ 希望する職業があった者が、実現の有無に関わらず、やりがいのある仕事に就く割合が高い。



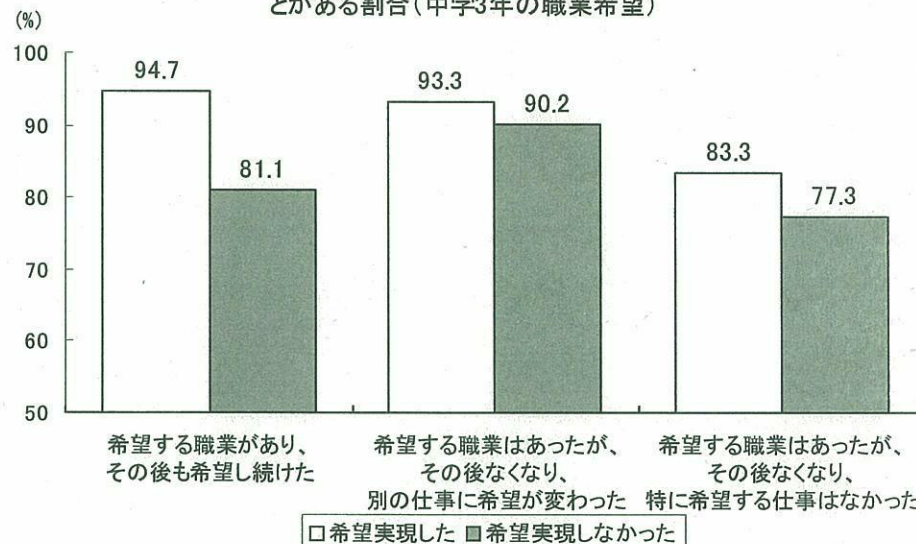
図表) 東京大学社会科学研究所「職業の希望に関するアンケート調査」(2005年5月)

○ 希望の変遷状況と「やりがいのある仕事」の就労状況をみると、同じ希望を  
持ち続けた人たちよりも、希望を途中で修正してきた人たちの方が高い。

中学3年のときの職業希望の変遷状況別にみた、やりがいのある仕事に就いたことがある割合



希望の変遷と実現状況別にみた、やりがいのある仕事に就いたことがある割合(中学3年の職業希望)



図表) 東京大学社会科学研究所「職業の希望に関するアンケート調査」(2005年5月)

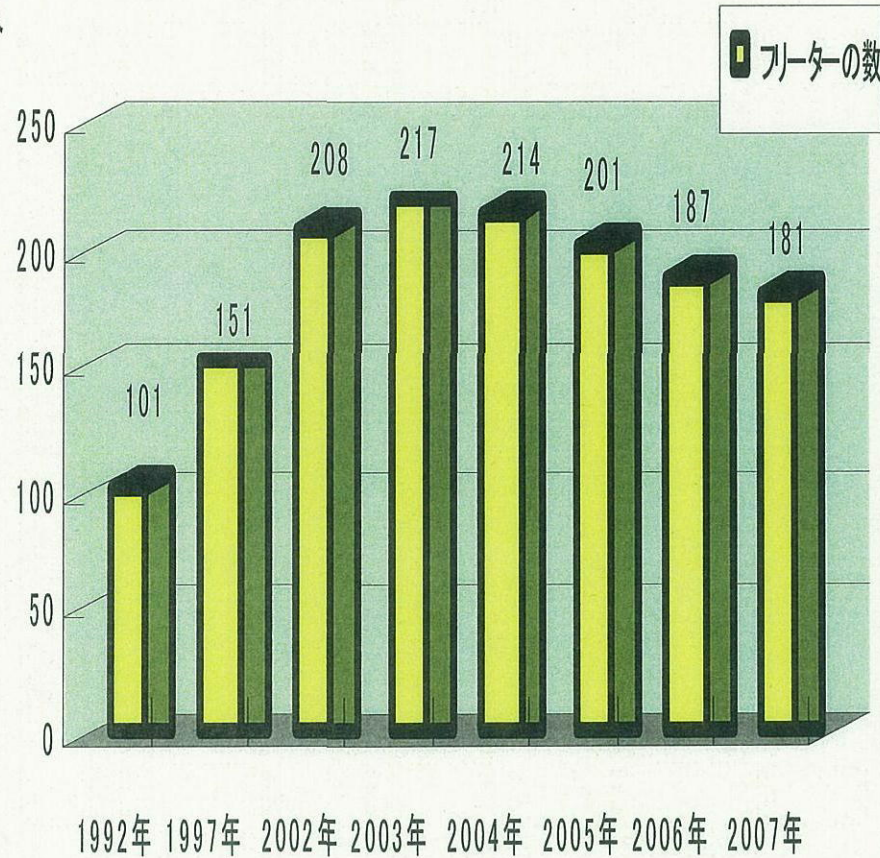
- 20代から40代の就業者を調べると、小中学生の頃には、6割から7割が「なりたい職業」を具体的に持っていた。しかしそんな希望の仕事を実現しているのは、1割前後の限られた人々である。
- 深刻さを増す就業環境であるが、仕事内容の違いを超えて、8割もしくはそれ以上の人々が、仕事にやりがいを感じた経験を持っている。そんなやりがいに出会っている人には、小さい頃に具体的な職業希望を持っている人が多い。
- ただし、希望をかたくなに持ち続けた人よりも、修正を施してきた人のほうが、仕事上のやりがいを感じる人がより多い。希望は多くは失望につながるが、その挫折経験のなかにこそ、自分に適した仕事が発見できるチャンスがある。

＜東京大学 玄田有史 教授 「働く過剰～大人のための若者読本」＞119頁より引用



### 1-③ フリーターの推移

万人

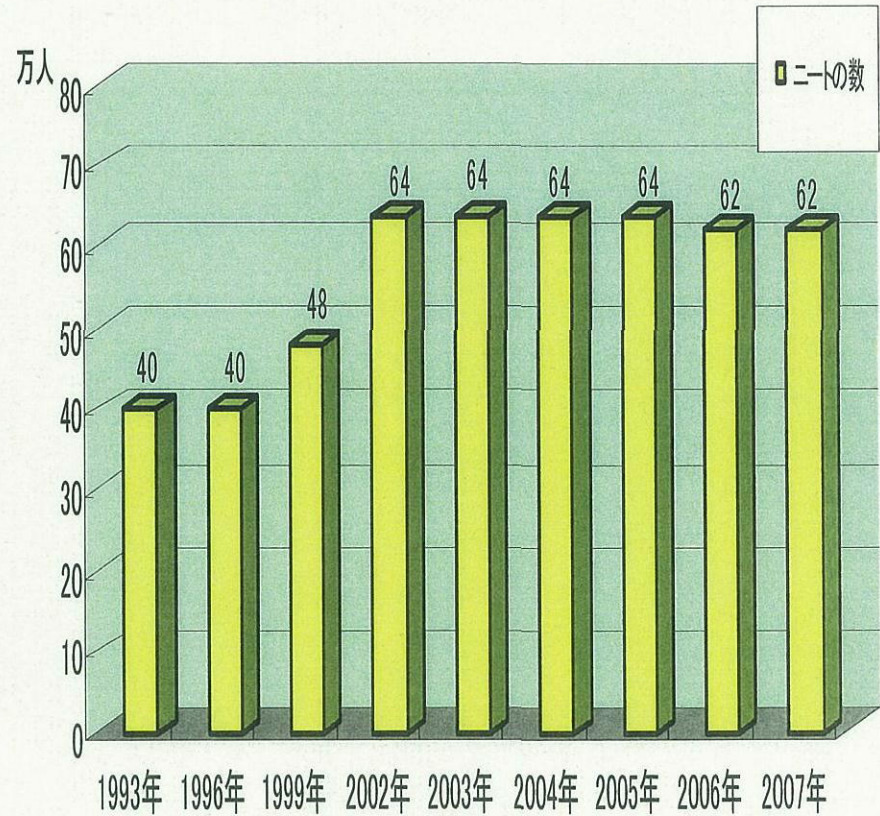


(注) 2002年以降の「フリーター」の定義は、15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、

- 1 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者、
- 2 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、
- 3 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事・通学等していない者の合計。

### 1-④ ニートの推移

万人



(注) 「ニート」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。



## 1-⑤ キャリア教育政策の展開

### 若者自立・挑戦プラン

#### 5 本プランの目標

- 本プランにおいては、フリーターが約200万人、若年失業者・無業者が約100万人と増加している現状を踏まえ、当面3年間で、人材対策の強化を通じ、若年者の働く意欲を喚起しつつ、全てのやる気のある若年者の職業的自立を促進し、もって若年失業者等の増加傾向を転換させることを目指す。

#### 7 具体的な政策の展開

##### (1) 具体的政策

具体的な政策については、既存施策の効果を評価し、必要な見直しを行った上で、構造変化に対応した若年者のための新たな教育・人材育成・雇用・創業施策の展開を図る。

##### ① 教育段階から職場定着に至るキャリア形成及び就職支援

- 次に掲げる取組を、教育施策と雇用・能力開発施策連携により推進し、若年者の職業的自立、職場定着を進める。

##### <キャリア教育、職業体験等の推進>

- b. 「総合的な学習の時間」等を活用しつつ、学校、企業等の地域の関係者の連携・協力の下に、職業に関する体験学習のための多様なプログラムを推進することなどにより、小学校段階からの各種仕事との触れ合いの機会を充実する。

「若者自立・挑戦プラン」（平成15年6月10日若者自立・挑戦戦略会議※）（抜粋）

※文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、経済財政政策担当大臣で構成

## キャリア教育等推進プラン行動計画(別紙)

### 4 学校、産業界、関係行政機関等の連携強化、必要な基盤整備

#### <対応方針>

(6)職場体験の実施だけでなく、キャリア教育等の授業の企画や事前・事後学習への協力、進路指導等の場への産業界の参画、企業関係者の講師招聘等、各地域における学校・企業等双方のニーズ及び企業等の協力姿勢を踏まえた多様な連携の在り方を検討し、推進する。

#### <具体の取組(事業名)>

「私のしごと館」での職業体験機会等の提供

#### <行動計画>

(平成19年度)

「私のしごと館」における様々な職業体験機会、体系的な職業情報及び相談等のワンストップでの提供

(平成20年度以降)

引き続き実施

「キャリア教育等推進プランー自分でつかもう自分の人生ー」(平成19年5月29日キャリア教育等推進会議※)

※青少年育成担当大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、厚生労働大臣で構成



## 2 キャリア教育において「私のしごと館」が果たす役割

### 2-① 若年者対策における「私のしごと館」の政策的位置

若年者対策については、短期的な対策（失業者対策や既にニート・フリーターになっている者に対する対策）のみならず、長期的な対策（将来、若者がニートやフリーターになることを未然に防ぐための対策）が重要である。

この長期的な対策の一環として、私のしごと館を、学校等におけるキャリア教育とあいまって、主として中学生・高校生を対象に、勤労観や職業観の育成に有効な多様な職業体験の場を提供するとともに、これと併せて、職業情報の提供、職業適性検査、職業に関するガイダンスの実施等、職業体験を一過性の体験に終わらせないよう、アフターフォローサービスを提供することを含め、学校等のみで提供することが難しい体系的なサービスをワンストップで提供する施設として位置付けることとする。

「私のしごと館」改革推進計画（平成19年3月厚生労働省）

## 2-② 私のしごと館の提供するサービス

### ①仕事に対する興味や関心を持たせ、気づきや意識付けを図ること

#### <サービス内容>

##### 展示・体験事業

- ・40職種にわたる職業体験、ワークショップ(常設でない職業体験)、企画展・イベント(例:ロボット解体ライブ、手作り乾電池教室)

### ②現実の労働市場の中において、実際の就職につなげるための意識付けや情報提供を強化すること

#### <サービス内容>

##### ライブラリ事業、研修・セミナー事業

- ・約700職種の職業情報を提供するジョブジョブワールド
- ・自分にあった職業の選び方や、学校長のためのキャリア教育講座を内容とする研修・セミナー

### ③職業体験の一過性の体験に終わらせず、今後の就職に結びつけていくキャリア支援を行っていくこと

#### <サービス内容>

##### 相談・援助事業

- ・キャリアコンサルティング(職業適性に基づいた職業選択等の相談及び情報提供)
- ・職業適性診断システム(職業興味の程度や方向性等の診断)



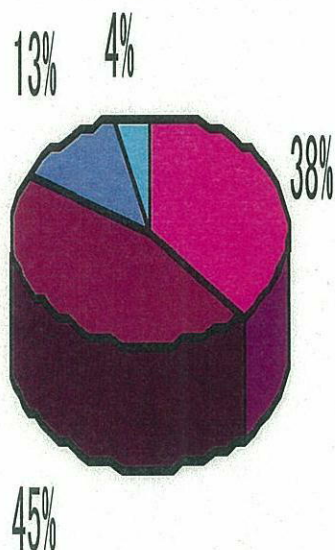
### 3 「私のしごと館」はその役割を果たしているか

#### 3-① 中学校・高校における「私のしごと館」の来館率(平成18年度)

	中高別	来館学校数	来館割合	来館生徒数
全国	中学校	771校	7.0%	93,886人
	高校	329校	6.1%	37,344人
東京都	中学校	12校	1.4%	1,180人
	高校	1校	0.2%	14人
関西3府県 (京都府・大阪府・奈良県)	中学校	391校	45.8%	53,575人
	高校	109校	24.0%	15,038人

### 3-② 来館者の満足度調査(平成18年度)

自分の仕事を考えていく上で参考になった:83%



- |                |              |
|----------------|--------------|
| ■ 大変参考になった     | ■ まあまあ参考になった |
| ■ あまり参考にならなかった | ■ 参考にならなかった  |

展示・体験ゾーン利用者のうち参考になったと回答した者の中で多かった回答上位3つ。( )はその割合(複数回答)。

- ・さまざまな職業の理解が深まった(57%)
- ・さまざまな職業に関心を持つようになった(55%)
- ・自分の適性、適職を理解することができた(49%)

調査対象:(標本数 3,158人)

- ・中学生・高校生  
展示学習、しごと体験、適性検査及び職業DBのすべてを利用する全校生徒100名以上の中学校・高校をそれぞれ4校を選び協力依頼。
- ・個人
- ・セミナー利用者

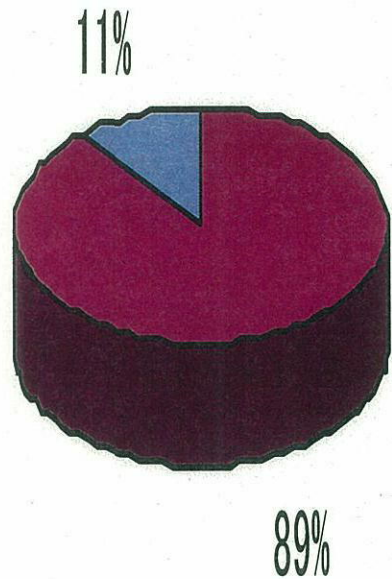
調査方法:利用当日に調査票を配布・回収。

調査回数:年4回(四半期ごと)



3-③ 来館3ヵ月後の中高生の職業意識啓発度調査(平成18年度)

就職職業意識・行動に影響があった: 89%



- 就職職業意識・行動に影響があった
- 就職職業意識・行動に影響がなかった

(次の3項目のいずれかで、意識や行動に影響を与えたと回答した割合。( )は各質問で影響があったと回答した割合。)

- ・仕事、職業についての考え方に变化があった(79%)
- ・将来に向けて何か行動を起こした(56%)
- ・しごと体験を通じて仕事への理解が深まった(80%)

調査対象: 中学校・高校各10校の生徒 (標本数 3,642人)

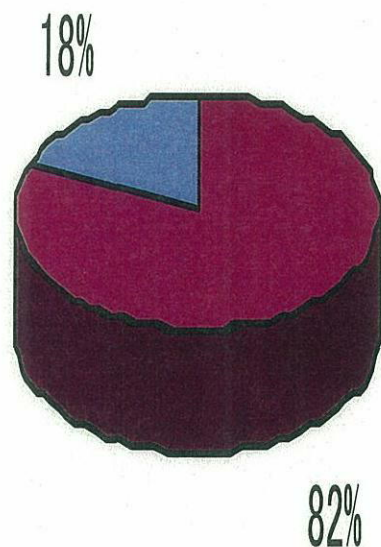
※調査対象は、展示学習、しごと体験、適性検査及び職業DBのすべてを利用する全校生徒100名以上の中学校・高校。

調査方法: 調査票を来館時に引率教員に渡し、約3ヵ月後に回収。

調査回数: 年2回(半期ごと)

3-④ 来館3ヵ月後の求職者の就職への活動影響度調査(平成18年度)

就職に結びつく具体的行動を起こした: 82%



- 具体的な行動を起こした
- 具体的な行動を起こしていない

(具体的行動の内容として多かった回答上位3つ。( )はその割合(複数回答)。)

- ・積極的に求人情報等を調べるようになった(67%)
- ・積極的に職業相談を行うようになった(55%)
- ・求人に応募した(35%)

調査対象:

就職支援機関を通じて「私のしごと館」において就職活動相談を行った求職中の利用者で本調査に同意を得た方(標本数 197人)

調査方法:

来館時に住所を確認し、約3ヵ月後に調査票を郵送・回収。回答のない者については、電話での聞き取り調査を行う。

調査回数: 年4回(四半期ごと)



### 3-⑤ 私のしごと館を活用したキャリア教育への取組事例

#### ○ 県のキャリア教育プランに位置付け、発達段階に応じた体験ができるようにしている例

##### 奈良県キャリア教育プラン

###### <取組>

小・中・高校の12年間を通して、集団生活に必要な規範意識やマナー、人間関係を築くコミュニケーション能力など、子供達のキャリア発達にかかわる幅広い能力の形成を支援し、働くことの意義や社会人として必要な知識・技能を習得できるよう、発達段階に応じて指導すべき内容と活動例を示している(平成17年3月策定)。

###### <私のしごと館の活用事例>

小・中・高校のそれぞれの発達段階に応じた活動例を以下のとおり示し、キャリア教育に活用するよう例示している。特に、中学1・2年生では、特別活動8時間分を私のしごと館の訪問と具体的に示している。

- ・「私のしごと館」を訪問し、様々な職業について調べる(小学5・6年生)
- ・「私のしごと館」を訪問し、様々な職業についての情報を収集・整理し、発表する(中学1・2年生)
- ・「私のしごと館」を訪問するなどして、今ある目標以外の自分の可能性にも目を向け、多様な選択肢を用意して比較し、そこから再度絞り込む(高校1・2年生)

###### <効果>

奈良県内の多くの学校が、本プランに基づき、私のしごと館を活用しており、高い来館率(中学校59%、高校28%)になっている。

○ 民間労使の協力と工夫による職業教育推進事業の取組を活用している例

徳島県地域労使就職支援機構

<取組>

求職者に対する再就職推進事業やフリーター防止のための新卒者に対する職業教育推進事業を、計画的に実施。

<私のしごと館の活用事例>

職業教育推進事業の一環として、県内の高校2学年、3学年を対象に「私のしごと館」職業体験学習事業を平成16年度から実施。

<効果>

・「私のしごと館」を利用した学校のアンケート調査によると、利用後の8割以上の生徒が「将来のことをよく考えて勉強するようになると思う。」など、今後考え方が変わってくると思う。」と回答。

○ 職場体験学習の事前学習として活用している例

愛知県豊田市立末野原中学校

<取組>

キャリア教育の取組として、毎年、職場体験学習を実施している。

<私のしごと館の活用事例>

企業の現場を訪問する職場体験学習(3日間)の事前学習として、私のしごと館を訪問している。

<効果>

・実際に体験できるだけでなく、探索ゾーンでの見学や職業適性診断システムや職業DBを利用することで、生徒の職業観が広がった。  
・自分発見ゾーンでの学習は、生徒にとってこれからの自分自身の夢や生き方を考える上で、大変参考になった。



## Ⅱ 運営形態の在り方

### 博物館等の収支率(平成18年度決算ベース)

(単位:百万円)

施設名	①自己収入額 (入館料収入等)	②支出額(補助金に対応する支出項目を除く)			収支率(%) ①/②
			運営費	人件費	
私のしごと館	137	1,613	1,317	296	8.5
国立博物館 ・東京国立博物館 ・京都国立博物館 ・奈良国立博物館 ・九州国立博物館	1,529	6,864	4,781	2,083	22.3
国立科学博物館 ・上野本館 ・新宿分館 ・自然教育園 ・筑波実験植物園 ・産業技術史資料情報センター	644	3,490	2,306	1,183	18.5
国立美術館 ・東京国立近代美術館 ・京都国立近代美術館 ・国立西洋美術館 ・国立国際美術館 ・国立新美術館	777	6,011	4,814	1,197	12.9

(注1)国立美術館の平成18年度決算は未公表のため、平成17年度決算の数字であること。

(注2)四捨五入の関係で積み上がらない場合があること。

**国立博物館、国立科学博物館、国立美術館の平均収支率: 17.9%**

(注3)支出額から補助金に対応する支出項目を除いていること。

(注4)国立博物館、国立科学博物館及び国立美術館の数字は、各独立行政法人のHPからの情報を基に厚生労働省が作成したものであること。

### Ⅲ 包括的民間委託

#### 1 目標設定の考え方

##### 「私のしごと館」改革実行計画（アクションプラン）における改善目標

○ 各事業のサービス利用者延べ人数

⇒ 52万人（H17年度）→57万人（H21年度）＜9.6%増＞

○ サービス利用者からの高評価の獲得

⇒ 回答者の8割以上から高評価を得る

○ 自己収入額

⇒ 1.1億円（H17年度）→2.2億円（H21年度）＜100%増＞

○ 運営費交付金に係る支出額

・ 事業費

⇒ 13.8億円（H17年度）→9億円台（H21年度）＜28.3%減＞

・ 人件費

⇒ 3.8億円（42人）（H17年度）→2.6億円（33人）（H21年度）＜31.6%減（21.4%減）＞

## 2 委託期間の設定

### 2-① 官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項に関する指針（抄）

平成18年12月19日  
官民競争入札等監理委員会

#### 2. 実施期間に関する事項（法第9条第2項第2号、第14条第2項第2号）

創意と工夫をいかして公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現するため、対象公共サービスを実施することとなった者が効率化に向けて設備やスキルの構築への投資を行うことができるように、原則として複数年の期間を設定すること。

他方、競争環境を維持する観点や、対象公共サービスの不断の見直しを行う観点から、実施期間が過度に長期となることも適切ではないため、法第30条において特例が設けられた国庫債務負担行為の年限に留意しつつ、対象公共サービスの内容等に応じ適切な期間を定めること。



2-② 指定管理者制度導入により企業に運営を委託している博物館等の委託期間

平成19年2月現在

館名	設置者	指定管理者	委託期間
北海道立釧路芸術館	北海道	NTT北海道グループ共同事業体	4年
島根県立美術館	島根県	(株)SPSしまね	3年
長崎歴史文化博物館	長崎県、長崎県長崎市	(株)乃村工芸社	5年
加賀アートギャラリー	石川県加賀市	加賀市総合サービス(株)	3年
飛騨民俗村	岐阜県高山市	(有)トータルプランニングオフィス飛騨	3年
備前長船刀剣博物館	岡山県瀬戸内市	おさふね街づくり(株)	3年
北九州市立小倉城庭園	福岡県北九州市	北九州まちづくり応援団(株)	3年

※指定管理者制度：多様化する住民ニーズにより効率的、効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの（総務省自治行政局長通知）

※文化庁からの資料を基に作成したものであること。ただし、委託期間については、指定管理者又は設置者への電話による聞き取りの情報であること。

### 3 民間事業者の裁量の範囲（サービス内容にどこまで裁量を持たせるか）

#### 3-① 提供サービス別の利用状況等

主な事業	主な提供サービス	各事業サービス利用者数 (18年度)	満足度調査結果 (18年度)
展示・体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 展示</li> <li>・ 職業体験（40職種）</li> <li>・ ワークショップ（常設でない職業体験）</li> <li>・ 企画展・イベント (例：手作り乾電池教室、ロボット解体ライブ)</li> </ul>	286千人	83%
ライブラリ事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジョブジョブワールドの視聴サービスの提供 (約700職種の個別職業情報を提供)</li> <li>・ ビデオ情報 (仕事や職業に関する約300の映像資料を提供)</li> </ul>	62千人	80%
相談・援助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリア・コンサルティング (職業適性に基づいた職業選択等の相談及び情報提供)</li> <li>・ 職業適性診断システム (職業興味の種類や方向性等の診断)</li> </ul>	122千人	77%
研修・セミナー事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修・セミナー (例：自分にあった職業の選び方、 学校長のためのキャリア教育講座)</li> </ul>	34千人	93%

※満足度調査結果の数字は、各事業を利用して参考になったと回答した割合

### 3-② 「私のしごと館」と主な国立博物館等の入館料金

施設名	一般	大学生	高校生	中学生	小学生	未就学児	その他
東京都国立博物館	600円	400円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	500円	300円	無料	無料	無料	無料	
京都国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展覧会は別料金 ・特別展覧会観覧料で平常展観覧可
(団体20名以上)	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
奈良国立博物館	500円	250円	250円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	400円	200円	200円	無料	無料	無料	
九州国立博物館	420円	130円	130円	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	70円	無料	無料	無料	
国立科学博物館(上野本館)	600円	600円	無料	無料	無料	無料	・特別展は別料金
(団体20名以上)	300円	300円	無料	無料	無料	無料	
東京国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
京都国立近代美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展(コレクション ギャラリー)観覧可
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立西洋美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・企画展は別料金 ・企画展観覧料で常設展観覧可
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立国際美術館	420円	130円	70円	無料	無料	無料	・特別展・共催展は別料金
(団体20名以上)	210円	70円	40円	無料	無料	無料	
国立新美術館	—	—	—	—	—	—	・入館料は徴収しておらず、自主企画 展・共催展・公募展の観覧時に要料金
(団体20名以上)	—	—	—	—	—	—	
私のしごと館	700円	500円	300円	300円	200円	無料	・職業体験は別料金
(団体20名以上)	550円	400円	250円	250円	150円	無料	



3-③ 就学援助(学用品費等)を受けている生徒の割合(平成18年度)

	適用割合
全国平均	13.57%

適用割合が高い都道府県	適用割合
大阪府	28.22%
山口県	24.89%
東京都	23.91%
北海道	20.76%
高知県	19.11%

適用割合が低い都道府県	適用割合
静岡県	4.48%
栃木県	5.06%
山形県	5.39%
群馬県	5.75%
茨城県	5.82%

※参考

都道府県	適用割合
京都府	17.37%
奈良県	10.58%

※ 制度適用割合 = (要保護児童生徒数 + 準要保護児童生徒数) / 公立小中学校児童生徒総数 (中等教育学校前期課程を含む)

(参考) 就学援助制度の概要

経済的理由により就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対し、市町村が行う必要な援助 (学校教育法第19条)

・ 就学援助の対象者

①生活保護法上の要保護者

②準要保護者 (市町村教育委員会が生活保護法上の要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)

・ 国の補助

市町村が実施する就学援助事業のうち、国は要保護者に対して行う事業に要する経費について補助を行っている。

なお、準要保護者に対して行う事業に要する経費の補助については、平成17年度より、税源移譲を行った上で国の補助を廃止している。

・ 国庫補助対象品目 (要保護者)

学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費 (※)、学校給食費

※ 医療費の補助対象は学校保健法施行令第七条に掲げる疾病に限る。

(注) 要保護児童生徒のうち、国の補助の対象者は一部である (生活保護から給付されている費目 (医療費以外) については補助対象外)

(文部科学省初等中等教育局児童生徒課資料より厚生労働省育成支援課作成)

## IV 包括的民間委託結果の外部評価方法(評価指標をどうするか)

(参考) 厚生労働省所管独立行政法人の業務実績に関する評価の基準(抄)

(平成13年6月決定、平成16年3月改定、厚生労働省独立行政法人評価委員会)

### 1. 評価の概要

評価委員会においては、次の2つの評価を行う。

#### (1) 事業年度に係る業務の実績に関する評価

各事業年度において、中期計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、以降の業務運営の改善に資する。

#### (2) 中期目標に係る業務の実績に関する評価

中期目標期間終了時において、中期目標の達成状況を調査・分析し、中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評定を行うことにより、業務の継続の必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討並びに次期中期目標の検討に資する。

### 2. 事業年度に係る業務の実績に関する評価

業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行うものとする。

#### (1) 総合的な評価

総合的な評価は、(2)の個別的な評価の結果を踏まえ、国民の視点に立って、それぞれの法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価するものである。

- ① それぞれの法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が、国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。
- ② 法人が、効率性、有効性等の観点から、適正に業務を実施したかどうか。

## (2) 個別的な評価

個別的な評価は、中期計画の個別項目ごとの進捗状況について測定するものとする。

個別的な評価に当たっては、個々の業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努めるものとする。

評価は以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。

### 判定基準

「S」：中期計画を大幅に上回っている。

「A」：中期計画を上回っている。

「B」：中期計画に概ね合致している。

「C」：中期計画をやや下回っている。

「D」：中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。

## (3) 評価委員会における評価の具体的な実施方法

- ① 各法人は、毎年6月末までに前年度の業務実績に関する報告を提出する。
- ② 評価に当たっては、各部会において法人からヒアリングを実施し、本基準に基づき評価を行う。
- ③ 各部会において評価を決定した後、評価結果の各法人及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会への通知並びに公表を行う。